

■ 練馬区の痴ほう性高齢者施策の 今後の方向性



1. 今後の方向性

痴ほう性高齢者は、コミュニケーションが困難で環境の変化を受けやすいため、本人中心の生活支援をすることが求められている。練馬区では、痴ほう性高齢者とその家族が、できる限り住みなれた地域で暮らせるように、様々な施策を展開し一定の成果をあげてきた。

特に近年は、「小規模な居住空間、なじみの人間関係、家庭的な雰囲気の中で、住み慣れた地域での生活の継続」への支援が期待されている。また、痴ほうの予防についても研究が進み、効果的な実践例が報告されている。痴ほう性高齢者の増加傾向や在宅でのサービス利用度の高さなどを考えると、団塊の世代が65歳を迎える頃を見通した施策を展開していく必要がある。痴ほうの予防から介護（重度）にいたるまであらゆる段階において、緊密に連携した痴ほう施策体系をめざした整備を進めていかなければならない。

そこで、練馬区の痴ほう性高齢者ケアの理想像を念頭に置くとともに、現状と課題を踏まえ、7つの視点から痴ほう性高齢者施策の方向性と具体的方策を提案する。なお、平成17年度取り組み予定以外の事業については、練馬区高齢者保健福祉計画等において取り組みの検討をすることとする。

痴ほう性高齢者施策体系図（7つの視点から）

- 現行事業
- 未実施事業

下線は17年度取り組み予定

□は今後検討するもの

（1）痴ほうに関する広報・啓発

- 痴ほう予防教室
- 家族介護者教室
- パンフレットの作成・配布
- 区報特集
- 啓発モデル地域への取り組み
- 痴ほう性高齢者と児童の交流促進

（2）痴ほう性高齢者の発見

- ひとりぐらし高齢者実態把握調査による発見
- 見守りネットワークからの把握
- よりあいひろばからの把握
- 高齢者集合住宅の安否確認
- かかりつけ医による把握
- 要介護認定から対象者スクリーニングの実施
- 高齢者健診などに痴ほう啓発の導入

（3）痴ほう相談

- 痴ほう相談窓口の整備・人材の育成
- 相談窓口 { 総合福祉事務所
地域型在宅介護支援センター
保健相談所
- 痴ほう専門相談の充実

（4）痴ほう予防

- いきがいデイサービス
- よりあいひろば
- 健康づくり（老人保健）事業
- 介護予防リハビリテーション事業
- 練馬型痴ほう予防活動の検討及び導入

(5) 痴ほう性高齢者へのサービス

- 居宅介護サービス
訪問介護 訪問看護
通所介護 ショートステイ 他
- グループホーム
- 施設サービス
特別養護老人ホーム 老人保健施設
特定施設（有料老人ホーム） 介護療養型病院
- 高齢者緊急ショートステイ事業
- 痴ほう高齢者徘徊探索サービス
- 高齢者食事サービス
- 居宅火災予防設備設置
- 紙おむつの支給 他
- かかりつけ医による支援の推進

(6) 痴ほう性高齢者の権利擁護

- 地域福祉権利擁護事業
- 成年後見制度利用支援の充実
- 成年後見制度についての広報・啓発
- 権利擁護相談窓口の設置
- 権利擁護センターの設置

(7) 痴ほう性高齢者への地域での取り組み

- 見守りネットワーク ミニ地域ケア会議
- 地域ケア会議
- 地域の痴ほうケアネットワーク会議の開催
- 家族会育成支援
- 医療機関との連携の充実
痴ほう専門医、老人性痴ほう専門病棟
地域のかかりつけ医
- 啓発モデル地域への取り組み
- SOS徘徊ネットワークへの取り組み

(1) 痴ほうに関する広報・啓発

- ①練馬区独自の痴ほうに関するパンフレット（医療機関リストを含む）を作成するとともに、痴ほうに関する特集記事を区報に掲載する。（平成17年度実施予定）
（担当：総合福祉事務所）
- ②高齢者施策を実施する全ての所管で、痴ほうに関する広報・啓発に取り組み、充実させる。
（担当：保健福祉部）
- ③現行の痴ほうに関する正しい知識習得、理解を深めることを目的とした痴ほう予防教室、家族介護教室について、開催の目的、内容、開催時期等の全体的な調整を図り、定期的に区内全域で対象者を明確にして開催する。
（担当：保健相談所・高齢者課）
- ④痴ほう性高齢者対応施設（グループホーム等）のある地域を啓発モデル地域として、地域住民の痴ほうに関する正しい知識習得と理解を深め、「住民力」を高めていく取り組みを検討する。（担当：支援調整担当課・総合福祉事務所・高齢者課）
- ⑤児童、生徒と痴ほう性高齢者との交流機会の拡充について検討する。
（担当：学校教育部）

(2) 痴ほう性高齢者の発見

- ①高齢者の実態把握、見守りネットワーク、よりあいひろば等の事業において、痴ほう性高齢者発見を目標の一つとして実施し、痴ほうを早期に発見する体制を充実する。
（平成17年度実施予定）
（担当：総合福祉事務所・支援調整担当課）
- ②痴ほうの啓発については高齢者健診などにお達者21等の問診票を同封するなどして、予防や早期発見に努める。
（担当：保健福祉部・保健所）
- ③医療と福祉の連携を強化し、かかりつけ医、痴ほう専門医による痴ほう性高齢者の早期発見を推進する。
（担当：保健福祉部）
- ④ひとりぐらしの高齢者等実態調査、高齢者集合住宅の安否確認等で発見された痴ほう性高齢者を適切に見守っていくケアシステムを確立させる。
（担当：保健福祉部）

(3) 痴ほう相談

- ①総合福祉事務所が専門的な痴ほう相談（高齢者に対する虐待を含む）を担う部署となり相談体制を確立する。また、痴ほう相談に関わる研修を充実する。

（平成17年度実施予定）

（担当：総合福祉事務所・保健相談所）

- ②地域の介護相談窓口である地域型在宅介護支援センターの体制の強化と、痴ほう相談に適切に対応できる人材の育成を図る。

（平成17年度実施予定）

（担当：総合福祉事務所・支援調整担当課）

- ③総合福祉事務所で実施している医師による痴ほう専門相談を充実する。

（平成17年度実施予定）

（担当：総合福祉事務所）

(4) 痴ほう予防

- ①痴ほう予防を主体とした事業を実施するため痴ほう予防プログラムを検討する。痴ほう予防検討委員会を立ち上げ、モデル地区を選定し、痴ほう予防対策高齢者生活実態調査を行い、それに基づき今後の痴ほう予防事業を展開する。

（平成17年度実施予定）

（担当：健康センター）

- ②現在の高齢者事業を痴ほう予防の視点を取り入れて見直す。特に虚弱高齢者を対象にした、いきがいデイサービス、よりあいひろばは、可能な場所から痴ほう予防機能を充実する。また、介護予防リハビリテーション事業、健康づくり関連施策（老人保健事業）の中で、痴ほう予防を積極的に推進する（脳卒中予防等を中心とした生活習慣改善ほか）。

（担当：高齢者課・支援調整担当課・健康センター・保健相談所）

(5) 痴ほう性高齢者へのサービス

- ①介護サービス事業者およびその従事者に対する研修を充実し、痴ほうに関する十分な知識習得と理解により、サービスの質を向上させる。特に、居宅介護支援、訪問介護、通所介護の事業者に対しての研修の充実を図り、また、事業者主体の学習会を支援する。

（平成17年度実施予定）

（担当：総合福祉事務所・支援調整担当課）

- ②痴ほうの重度化予防および介護者の負担軽減の視点を取り入れ、事業者会を通

して、介護保険サービス（特に訪問看護、通所介護、訪問介護、グループホーム）の質の向上を図る。

（平成17年度実施予定）

（担当：総合福祉事務所・支援調整担当課）

③全ての高齢者事業を痴ほう性高齢者に対応できる事業に見直す。

（担当：保健福祉部）

④介護保険のサービス基盤の整備計画において痴ほう性高齢者の発生人数を適切に見込み、痴ほう性高齢者対応サービスの基盤整備を進める。

（担当：介護保険課・高齢者課）

⑤宅老所、小規模多機能サービス拠点の在り方について、制度改正の動向や他自治体の取り組み状況を見つつ検討していく。

（担当：介護保険課・支援調整担当課）

⑥医師会、歯科医師会等と十分に連携を図りながら、かかりつけ医による医療支援を推進していく。

（担当：保健福祉部）

（6）痴ほう性高齢者の権利擁護

①成年後見制度に関する広報（区報・ホームページでの制度紹介）や区民対象講演会等を行い、権利擁護の仕組みについて理解を深める。

（平成17年度実施予定）
（担当：保健福祉部管理課）

②成年後見制度や地域福祉権利擁護事業に関する職員対象研修会等を開催し、痴ほう性高齢者の財産管理に関する相談等に対する区職員の対応能力を向上させる。

（平成17年度実施予定）

（担当：保健福祉部管理課）

③権利擁護相談窓口を設置し、成年後見制度に関する相談・地域福祉権利擁護事業相談・保健福祉サービスの苦情対応を一体的に行う。

（平成17年度実施予定）
（担当：保健福祉部管理課）

④権利擁護センターを設置し、施設入所者・入院患者への支援や法人後見の受任、成年後見制度が成立するまでの援助（緊急事務管理）についても対応できる体制を検討する。

（担当：保健福祉部管理課）

- ⑤後見人報酬を支払えない高齢者等の成年後見制度利用に関する支援策を検討する。
(担当：保健福祉部管理課)

(7) 痴ほう性高齢者への地域での取り組み

- ①地域で痴ほう性高齢者を支える仕組みとして、在宅介護支援センターを中心とした見守りネットワーク、ミニ地域ケア会議を充実する。また、地域ケア会議の一環として、地域の痴ほうケア関係者ネットワーク会議を検討する。

(平成17年度実施予定)

(担当：総合福祉事務所・支援調整担当課)

- ②家族会の支援を充実する。保健相談所を中心とし、地域型在宅介護支援センター、ケアマネジャー、総合福祉事務所等が家族会支援について連携を強化する。

(平成17年度実施予定)

(担当：保健相談所・総合福祉事務所・支援調整担当課)

- ③徘徊する痴ほう性高齢者を地域で支えるため、SOS徘徊ネットワークの実施を検討する。

(担当：支援調整担当課・総合福祉事務所)

- ④痴ほう性高齢者を医療面で支えるかかりつけ医、痴ほう専門医と保健・福祉関係者の連携を充実する。

(担当：保健福祉部)

- ⑤痴ほう性高齢者対応施設（グループホーム等）のある地域を啓発モデル地域として、地域住民の痴ほうに関する正しい知識習得と理解を深め、「住民力」を高めていく取り組みを検討する。『(1) 痴ほうに関する広報・啓発から再掲』

(担当：支援調整担当課・総合福祉事務所・高齢者課)

平成17年度実施予定事業一覧	
1. 痴ほう予防プログラムの検討及び実施準備作業(新規) (1) 痴ほう予防検討委員会の立ち上げ (2) モデル地区の選定 (3) 痴ほう予防対策高齢者生活実態調査	3. 権利擁護相談窓口の設置(新規) 4. 地域型在宅介護支援センターの体制の強化について検討(充実)
2. 痴ほうに関するパンフレットの作成・配布(新規) 痴ほうについての区報特集記事(新規)	5. 痴ほう専門相談員の増員(充実)

* 17年度実施予定事業については、現在、17年度予算案作成に向け検討中であり、時期、内容については、変更になる可能性もある。

2. 痴ほう性高齢者施策推進体制について

練馬区の痴ほうケアシステムを充実・推進していくためには、痴ほう性高齢者施策推進体制の整備が不可欠である。特に①関係部署間の情報共有の推進②連絡会議体の設置③痴ほう予防担当部署の明確化が急務となっており、その内容について以下で説明する。

(1) 関係部署間の情報共有の推進

痴ほう関連業務を円滑に遂行するためには、各関係機関との連携が大切である。そのための方法として、情報支援ツールの開発や関わり方の検証を行う必要がある。

①情報を共有する継続支援ツールの開発

情報共有により、継続性、統一性のあるケアが提供できる。

②関係部署の関わり方の検証システム

痴ほう性高齢者の特徴に応じた支援策となっているか、検証可能な仕組みをつくる。

(2) 連絡会議体の設置

練馬区における痴ほうケアに関係する機関と行政との連携については、特に現時点では、その方策が確立されていない。練馬区介護保険運営協議会では、介護保険に関係する事項として痴ほう性高齢者に対する施策についての審議を行っているが、連携を図る手段には至っていないのが現状である。

痴ほうになっても住み慣れた地域で生活し続けていくために、総合的・効果的な支援施策の充実や展開が必要である。そのため地域の痴ほうケア関係者が、それぞれの機能・役割をさらに発揮させる目的のネットワーク会議を設置し、連携や専門性を向上させる仕組みを築いていく必要がある。

東京 23 区の状況を見ても、区民を中心に行政以外の幅広いメンバーを取り込んだ、痴ほう性高齢者の支援体制について検討する会議体を設置している自治体が多い。

このような観点から、練馬区でも「(仮称)痴ほう対策連絡会」を早期に設置する必要がある。

(3) 痴ほう予防担当部署の明確化

①痴ほう予防プログラムの検討

痴ほう予防事業は、多数の地域高齢者対象（痴ほう予備群：AACD）の取り組みになる。そのため地域住民が主体となってプログラムの展開ができる「地域モデル」を構築していくことが望ましい。東京都老人総合研究所では、介護予防の対処プログラム提案の中で「地域型痴呆予防プログラム」を紹介している。

しかし、練馬区のような高齢者人口が10万を超える都市においては、痴ほう予防目的の小集団の立ち上げと並行して、既存の老人クラブや町会等の組織を活用した手法等、いくつかの方策の検討が必要である。

今後、効果的な痴ほう予防事業を検討するために、まず痴ほう予防プロジェクトの立ち上げ、モデル地区の選定等検討を開始する。次に地域の高齢者がどんなことを望んでいるのか、「痴ほう予防対策高齢者生活実態調査」の実施を検討する。その後、実態調査に基づき、費用対効果を見据えた「練馬型痴ほう予防プログラム」を検討し、導入する。

②中核的な組織の必要性

現在、区では「介護予防リハビリテーション事業」という名称で、総合的な介護予防事業を展開しているところである。その中心的な柱の一つに、「練馬型痴ほう予防プログラム」を位置づけ、他の介護予防プログラムと痴ほう予防プログラムを連携させながら推進していく必要がある。

介護予防事業の中でも、とりわけ痴ほう予防は、保健医療との関わりが強い事業である。

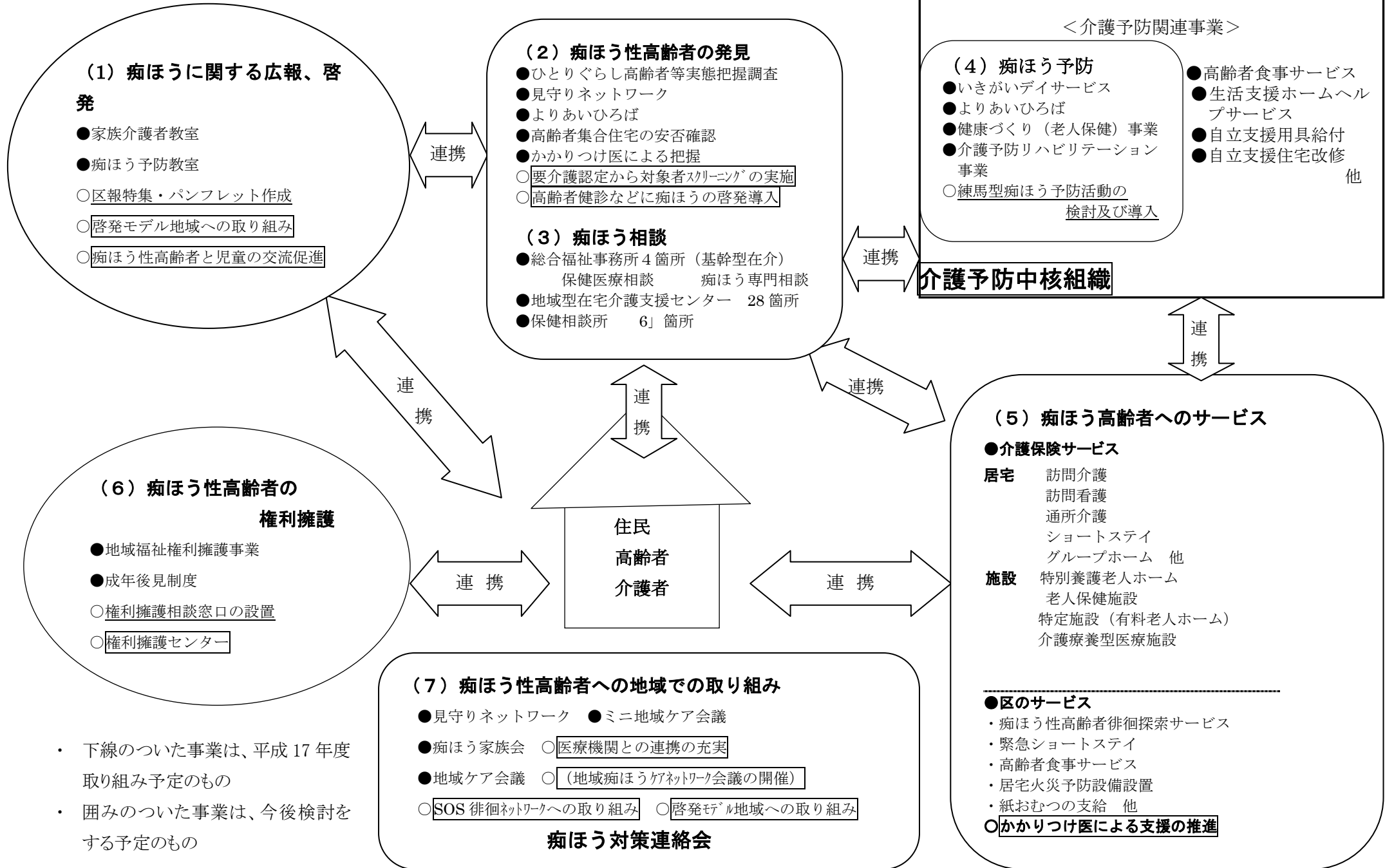
さらに、地域で広く事業を継続していくには、まちづくりの視点からも取り組んで行かなければならない。

そこで、その事業を担当するスタッフは、行政内外の機関との連携調整や技術支援とともに、まちづくりのコーディネーターとしての機能も担うことになる。このため、痴ほう予防事業の実施に当たっては、総合的な介護予防事業の一環として取り組むことが望ましい。

痴ほう予防事業を効率的に推進していくため、保健や医療の専門職と事務職

が一体となって計画を立案し事業遂行にあたる、「中核的な組織」を設置する
必要性がある。

痴ほうケアシステム体系図



- ・ 下線のついた事業は、平成 17 年度 取り組み予定のもの
- ・ 囲みのついた事業は、今後検討を する予定のもの